

官報

昭和三十二年四月十二日

○第二十六回

衆議院会議録第三十二号

昭和三十二年四月十二日(金曜日)

議事日程 第二十七号

昭和三十二年四月十二日

午後一時開議

第一 食糧管理特別会計法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特定土地改良工事特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第一 特定土地改良工事特別会計法案(内閣提出)

第三 日本国とチエックコスローヴア

キア共和国との間の国交回復に關する議定書の批准について承認を求めるの件

日程第四 日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に關する協定の批准について承認を求めるの件

日程第五 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

国土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十二年四月十二日 衆議院会議録第三十二号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外二案

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、日程は追加せられました。

附則中「昭和三十一年四月一日」を
「公布の日」に改める。

[報告書は会議録追録に掲載]

特定土地改良工事特別会計法
特定土地改良工事特別会計法
(設置)

第一条 土地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号。以下「法」とい
う。)第八十八条の二の規定により

建設の工事、埋立又は干拓の工事
及びかんがい排水施設の建設の工
事により建設した施設(法第九十

四条の六の規定により管理させて
いる施設を除く。)の災害復旧工事
(以下「土地改良工事」という。)並

びにこれらの工事の施行上密接な
関連のある工事で國が委託に基き
施行するもの(以下「受託工事」と
いいう。)に関する經理を一般会計と
区分して行うため、特別会計を設
置する。

第二条 この会計は、農林大臣が、法
令で定めるところに従い、管理する。

食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案に対する修正案

食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案に対する修正
(管理)

第二条 この会計は、農林大臣が、法
令で定めるところに従い、管理する。

食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、第五
条の規定による一般会計からの繰

入金、土地改良工事に係る法第九

十条の規定による負担金及びその利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十

八年法律第二百十一号)第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、受託工事に係る政令で定める借入金の規定に基づき國が

納付金、第十四条第一項の規定による借入金及び利子、受託工事に係る施行する埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び貸付料並びに附屬収入をもつてそ

の歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、同項の規定による借入金の償還金及び利子、当該埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で売り払うもの法第二百四条の規定による

管理及び処分のために直接要する

費用、第六条第一項から第三項ま

での規定による一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(歳入及び歳出並びに資産及び負

債の区分整理)

第四条 この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を政令で定める土地改良工事及び受託工事の別(以下「工事別」といふ。)

に区分して整理しなければならぬ。

(一般会計からの繰入)

第五条 土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの金額は、政令で定める金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

第六条 前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別に区分して繰り入れるものとする。

(他会計への繰入)

第六条 土地改良工事で一般会計の負担において行つていたものが法第八十八条の二の規定の適用を受けるものに該当することとなつた場合には、この会計においては、この会計においては、この会計に

て継続して行うこととなつたそれ

ぞの土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金の額は、

当該負担金の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、この

会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入及び歳出並びに資産及び負

債の区分整理)

第二条 第十二条第二号の規定による繰入金に相当する額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

第三条 この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を政令で定める土地改良工事及び受託工事の別(以下「工事別」といふ。)

3 受託工事に係る納付金の額のうち、当該工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別に区分して、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第八条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて、項に区分する。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて、項に区分する。

(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)

第七条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及びこの会計の歳入歳出予定計算書及び緑明許費請求書を作成し、大臣に送付しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(土地の売払代金等の用途)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(土地の売払代金等の用途)

第十条 この会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別に区分して行ふものとする。

3 前項の添附書類は、工事別に区分して作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

4 前項の添附書類は、工事別に区分して作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

5 前項の添附書類は、工事別に区分して作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

(取入金の用途)

第六十一条 この会計の工事別の区分に応する取入金は、次条に定める

付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお剰余があるときは、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

(土地の売払代金等の用途)

第六十二条 埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び

付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお剰余があるときは、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

(土地の売払代金等の用途)

第六十三条 この会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別に区分して行ふものとする。

(予算の配賦)

第六十四条 第十四条第一項の規定による

借入金の償還金及び利子並びに

一般会計への繰入金で政令で定めるもの

(予備費の使用)

第六十五条 この会計の予備費は、当該年度の工事別の歳入予算の額を

こえる歳入の収納済額に相当する額（当該年度において当該工事別の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く。）を限度として、工事別に使用することができる。

(借入金)

第十四条 この会計において、土地改良工事に要する費用で当該費用の額から国庫が負担するものの額を控除した額に相当するもの並びに埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で充り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところによつて、工事別に借入金をすることができない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 法第九十条の規定による負担金及びその利息並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の財源に充てなければならぬ。

第十五条 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(借入限度の繰越)

第十六条 この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができる金額に相当する額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度とし、政令で定めるところにより、國庫余裕金を繰替使用する。

第十七条 第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

第十八条 この会計においては、工事別の区分による歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（國庫余裕金を繰替使

用しているときは、当該繰替金の額を加算した額）をこえてはならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十九条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別に区分して、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十条 内閣は、毎会計年度、歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第二十一条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算書類を添附しなければならない。

(報告書は会議録追録に掲載)

第二十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、政令で定めるところにより、資金運用部に預託することができる。

昭和三十二年四月十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十二年四月十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

第一条 國家公務員等退職手当暫定措置法

第二条 國家公務員等退職手当暫定期法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第四十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第五十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第六十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第七十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第八十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十八条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第九十九条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百一十一条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百二十二条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百三十三条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百四十四条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百五十五条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百六十六条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百七十七条 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百八十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第一百九十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百一十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百二十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百三十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百四十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百五十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百六十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百七十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百八十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二百九十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百零九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百一十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百二十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百三十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百四十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百五十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十四 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十五 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十六 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十七 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十八 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百六十九 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百七十 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百七十一 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百七十二 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第三百七十三 國家公務員等退職手当暫定期法の改正

第二条第一項中「(日本国有鉄道

にあつては、役員を除く。」を「(日

本専売公社、日本国有鉄道又は日

本電信電話公社の役員を除く。」に

改める。

第五条の見出しへ「(整理退職等

の場合の退職手当)」に改め、同条

第一項中「定員の減少又は組織の

改廃その他これらに準ずる事由に

より過員又は廢職を生ずることに

因り退職した者」を「定員の減少若

しくは組織の改廃のため過員若し

くは廢職を生することにより退職

した者又は二十五年以上勤続して

退職した者」に改める。

(日本専売公社法の改正)

第二条 日本専売公社法(昭和二十

三年法律第二百五十五号)の一部

を次のように改正する。

第三十四条の四第五号中「第四

十三条の二十一」を「第四十三条の

二十二」に改め、「役員及び」を削

る。

(日本電信電話公社法の改正)

第四十三条の二十四を第四十三

条の二十五とし、第四十三条の二

十一第一項中「役員及び」を削り、

同条から第四十三条の一十三まで

を一条ずつ繰り下げ、第四十三条

の二十の次に次の二条を加える。

(役員の給与等の基準)

第七十一条の二 公社は、その役

員に対しても支給する給与及び退

(役員の給与等の基準)

第四十三条の二十一 公社は、そ

の役員に対して支給する給与及

び退職手当の基準を定め、大蔵

大臣の認可を受けなければなら

ない。これを変更しようとする

ときも同様とする。

第五十条から第五十三条までを

次のように改める。

(国家公務員等退職手当暫定措

置法の適用関係)

第五十条 公社の職員が引き続い

てその役員となつた場合は、國

家公務員等退職手当暫定措置法

(昭和二十八年法律第八百八十二

号)の適用については、これを

退職とみなす。

第五十一条から第五十三条まで

削除

(日本電信電話公社法の改正)

第三条 日本電信電話公社法(昭和

二十七年法律第二百五十号)の一

部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「役員及び」

を削る。

第七十二条の次に次の二条を加

える。

(役員の給与等の基準)

第七十一条の二 公社は、その役

員に対しても支給する給与及び退

職手当の基準を定め、郵政大臣

の認可を受けなければならな

い。これを変更しようとする

ときも同様とする。

第七十二条第一項中「役員及び」

を次のように改める。

(国家公務員等退職手当暫定措

置法の適用関係)

第七十九条 公社の職員が引き続

いてその役員となつた場合は、

国家公務員等退職手当暫定措置

法(昭和二十八年法律第八百八十

号)の適用については、これを

退職とみなす。

第八十条及び第八十一条 削除

(日本電信電話公社法の改正)

第三条 日本電信電話公社法(昭和

二十七年法律第二百五十号)の一

部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「役員及び」

を削る。

第七十二条の次に次の二条を加

える。

(役員の給与等の基準)

第七十一条の二 公社は、その役

員に対しても支給する給与及び退

職手当の基準を定め、郵政大臣

の認可を受けなければならな

い。これを変更しようとする

ときも同様とする。

十四条の四第五号の規定により昭

め退職し、かつ、その職員として

の身分を失つた後に引き続いて再

び職員となつた者その他の者で政

令で定めるものが、年令五十年以

上で退職した場合には、改正後の、

より大蔵大臣の認可を受けて定め

る役員の給与の基準に基く昭和三

十二年度の支出の見込額を控除し

た額を、職員に対して支給する給

与の額とみなして適用する。

6 改正後の日本電信電話公社法第

七十二条第一項後段の規定は、こ

の法律の施行の日以後最初に作成

する予算が実施されるまでは、改正

前の日本電信電話公社法第四十三

条第五号の規定により昭和三十二

年度の予算で定めた役員及び職員

に対する支給する給与の総額か

ら、改正後の日本電信電話公社法

第七十二条の二の規定により郵政

大臣の認可を受けて定める役員の

給与の基準に基く昭和三十二年度

の支出の見込額を控除した額を、

職員に対して支給する給与の額と

みなして適用する。

7 前二項に規定する役員の給与の

基準に基く昭和三十二年度の支出

の見込額は、大蔵大臣又は郵政大

臣が、改正後の日本電信電話公社法第

第六条 この協定は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにワルソーで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日より効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正當に委任を受け、この協定に署名した。

務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

チエコスロバキア及びボーランドは、昭和二十六年のサンフランシスコ平和会議に他の連合国とともに出席参加いたしましたが、わが國との平和条約にはソビエト連邦とともに署名をいたさなかつたため、わが國との国交は今まで回復するに至らなかつた次第であります。しかるに、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効によりまして、日ソ間に平和関係が回復されましたので、政府は両国との平和処理を行なうことに決定し、本年初頭より、それぞれロンドン及びニューヨークにおいて交渉を行いました。その結果、一月十三日にチエコスロバキアとの議定書が成立し、また、一月八日にボーランドとの協定が署名調印されました。これら二つの議定書及び協定は、いずれも戦争状態の終了、外交関係の回復及び大使の交換、国連憲章の諸原則の順守、内政不干渉、戦争請求権の相互放棄並びに通商に関する条約または協定の締結の諸事項につき、日ソ共同宣言の該当事項と全く同趣旨の規定を掲げた条約であります。そして、日ソ共同宣言と異なり、戦争から生じた懸案の解決を将来に残すことのない、最終的平和処理を行なつたものであります。

この二案件は、いずれも三月四日日本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を開き、質疑を行いましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月十日討論に入り、日本社会党を代表して松本七郎君から賛成の意思が表明され、直ちに採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。両件は委員長報告通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件は委員長報告通り承認するに決しました。

日程第五 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長門司亮君。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

第一条 地方財政法（昭和二十二年法律第百九号）の一部を次のよう
に改正する。

第四条の三を第四条の四とし、
第四条の二を第四条の三とし、第
四条の次に次の二条を加える。
(地方公共団体における年度間
の財政運営の考慮)

第四条の二 地方公共団体は、予
算を編成し、若しくは執行し、
又は予算をもつて定めるもの
以外の債務の負担の原因となる
契約の締結その他支出の増加若
しくは収入の減少の原因となる
行為をしようとする場合において
は、当該年度のみならず、翌
年度以降における財政の状況を
も考慮して、その健全な運営を
そこなうことがないようにな
ければならない。

第五条第三項中「第三百十三条
第二項」を「第三百十三条第三項」
に、「同法同条第三項」を「同法同
条第五項」に改める。

第六条の見出し中「公営企業」を「公営企業等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の公営企業の外、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の經營に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものについては、その經理は、特別会計を設けてこれを行わなければならぬい。

第七条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 内閣総理大臣が定める特定計画に基く地籍調査に要する経費

第十七条の二中「第十条の二第四号」を「第十条第八号の二、第十条の二第四号」に改める。

第二十条の二第三項中「不服があるときは、」の下に「自治府長官を経由して、「を加える。

第二十条の二第一項中「又は支出時期その他支出」を「、支出時期、支出金の交付に當つて附された条件その他支出金の交付に當つてされた指示その他の行為」に改める。

め、「地方公共団体は、」の下に「自治庁長官を經由して内閣に對し意見を申し出、又は」を加える。

第二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のよう改正する。

附則第四項中「財政再建団体が

その財政再建計画について第三条

第一項の規定による自治庁長官の

承認を受ける日前に」を「財政再建

団体(財政再建債を起さない財政

再建団体を除く。以下本項中同

じ。)が、「当該承認を受けた日

以後においては、」を「当該財政再

建団体の財政再建計画について第

三条第一項の規定による自治庁長

官の承認を受けた日以後(当該承

認を受けた日以後において起され

た地方債については、当該起され

た日以後においては、「に改め、

「当該承認を受けた日以後の分」の

財政の健全化、地方公共団体の行う事

業の経理の明確化をはかり、再建途上

において起された地方債について

は、当該起された日以後の分)」を

加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方財政再建促進特別措置法附則第四項の規定は、財政再建団体が、同法の施行の日以後この法律の施行の日の前日までの間ににおいて地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一項の規定により起した地方債についても、適用する。

政状況を考慮して、財政運営の健全性を確保すべき旨の規定を設けたことと、第二に、地方公共団体が従来普通のものについては特別会計を設けることとして、事業の経理の明確化をはかったこと、第三に、国土調査法の改正により、特定計画に基く地籍調査費につき一部国庫負担が行われることとなるに伴い、経費の負担区分に関する規定の整備をはかったことなどあります。

つきまして、地方行政委員会における審議の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、地方財政制度の最近における運営の実績にかんがみまして、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部に所要の改正を加えて、地方

政状況をも考慮して、財政運営の健全性を確保すべき旨の規定を設けたことと、第二に、地方公共団体が従来普通のものについては特別会計を設けることとして、事業の経理の明確化をはかったこと、第三に、国土調査法の改正により、特定計画に基く地籍調査費につき一部国庫負担が行われることとなるに伴い、経費の負担区分に関する規定の整備をはかったことなどあります。

つきまして、地方行政委員会における審議の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、去る三月十九日に本委員会に付託、翌二十日に田中國務大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重審議の上、四月十一日質疑を終了しました

が、質疑の内容は会議録についてござる。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、日程は追加せられました。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、(昭和二十七年法律第百八十号)を改正する法律案(内閣提出)

高速自動車国道法(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

高速自動車国道法案(内閣提出)

右、御報告申し上げます。(拍手) ます。本案は委員長報告通り決する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法(昭和三十一

年法律第七号)の一部を次のように改正する。

本則中別に定める場合を除き、

「法」を「道路法」に改める。

第二条第一項中「(昭和二十七年法律第百八十号)以下「法」という。」を改め、同条の次に次の三条を加える。

(公団の行う有料の高速自動車國道の新設又は改築)

第二条の二 建設大臣は、高速自動車國道法(昭和三十二年法律第百六十号)第六条の規定にかかるわらず、

公団をして同法第五条に規定する新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。

施設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができます。

(有料の高速自動車國道の工事実施計画書の認可)

第一條の三 公団は、前条の規定に基づき高速自動車國道を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計

1 この法律は、公布の日から施行する。

画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定期限

月日
(高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第二条の四 公団は、第二条の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

第三条の見出し中「道路」を「一般国道等」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(建設大臣の権限の代行)

第六条の二 公団は、第二条の二の規定に基き高速自動車国道を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合は、建設大臣に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものをを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三 高速自動車国道法第十二条第一項の規定により協議すること。

四 高速自動車国道法第十七条第一項の規定により準用する場合を含む。の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

十一 道路法第三十四条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路標識を設けること。

十二 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置をすること。

十三 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により他の工事を施行すること。

十四 道路法第四十条第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十五 道路法第四十五条第一項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十六 道路法第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び同法第四十八条第一項の規定により通知すること。

十七 道路法第四十七条第一項及び第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置をすること。

十八 道路法第七十七条第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

十九 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

二十 公団は、前項の規定により建設大臣に代つてその権限のうち同項第一号から第三号まで、第十号から第十二号まで又は第十九号に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の占用で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るもの)を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受け、これらの権限を行つたときは、運輸なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

二十一 道路法第七十七条第一項の規定により公団が建設大臣に代つて行う権限は、第十条

2 建設大臣は、高速自動車国道の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならぬ。

(違反行為に対する措置)

第十八条 建設大臣は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

(道路監理員の監督処分)

第十九条 建設大臣は、道路法第七十一条第四項の規定により建設大臣が命じた道路監理員に、第十四条第一項(第十六条において準用する場合を含む。若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項(第十六条において準用する場合を含む。)又は前条の規定に基く処分に違反している者に対して、その違反行為の中止を命じ、又は建築物等の改築、移転、除却その他の必要な措置をすることを命ずる権限を行わせることができる。

2 道路法第七十一条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により

入口その他必要な場所に通行の禁

止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならぬ。

(違反行為に対する措置)

第十八条 建設大臣は、前条第一項の規定に違反して

行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

(道路監理員の監督処分)

第十九条 建設大臣は、道路法第七十一条第四項の規定により建設大

臣が命じた道路監理員に、第十四

(費用の負担)

2 国は、高速自動車国道の存する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、当該高速自動車国道の管理に要する費用の一部を当該都道府県に負担させるものとする。

は、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合には、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

2 国は、高速自動車国道の存する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、当該高速自動車国道の管理に要する費用の一部を当該都道府県に負担させるものとする。

(義務履行のために要する費用)

4 第八条第三項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合について準用する。

4 第八条第三項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合について準用する。

(義務履行のために要する費用)

4 第二十二条 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(義務履行のために要する費用)

4 第二十二条 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(義務履行のために要する費用)

4 第二十二条 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(義務履行のために要する費用)

4 第二十四条 この法律又は道路法の規定に基づき、高速自動車国道に関して建設大臣がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に異議の申立てをすることができる。

(運輸大臣が行う道路に関する調査)

2 第二十三条 運輸大臣は、この法律に規定するその権限を行うため特に必要があると認めるときは、そ

の職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の発地及び着地、積載物品の種類及び数量その他道路の交通量調査に必要な事項について質問させることができる。

2 第十九条第一項の規定又は道路法第七十一条第四項の規定に基づき、高速自動車国道に關して道路監理員がした処分に對して不服のある者は、処分のあつた日から三

は、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合には、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

2 前項前段の規定により調査を命ぜられた職員は、運輸省令で定めた様式による身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前三項の規定による異議の申立てを受けた場合は、建設大臣又は他の工作物の管理者は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならない。

4 前三項の規定による異議の申立てを受けた場合は、建設大臣又は他の工作物の管理者は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならない。

5 第三項の規定による異議の申立てを受けた場合は、建設大臣又は他の工作物の管理者は、決定の通知を受けた日から十日以内に、建設大臣及び他の工作物に関する主務大臣に訴願することができる。

5 第三項の規定による異議の申立てを受けた場合は、建設大臣又は他の工作物の管理者は、決定の通知を受けた日から十日以内に、建設大臣及び他の工作物に関する主務大臣に訴願することができる。

6 第四項の規定により建設大臣がした決定又は前項の規定による裁決に不服がある者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかるらず、決定又は裁決のあつた日から三月以内に、建設大臣に異議の申立てをすることができる。

3 第九条の規定により他の工作物の管理者が建設大臣に代つてその

権限を行う場合においてした処分に対しても不服のある者は、処分の

あつた日から三十日以内に、当該処分をした他の工作物の管理者に異議の申立てをすることができる。

昭和三十二年四月十二日 衆議院会議録第三十二号 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案外一案

訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項がら第三項までの規定による辯議の申立てについて準用する。

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるものほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第一項第二号又は第五号中「第十八条规定する道路管理者」と

第四章

第二十六条 高速自動車国道を損壊して、若しくは高速自動車国道の附屬物を移転し、若しくは損壊して危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する

十九條第二項又は第六十一條第一項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十

三條第一項中「条例」とあるのは「政令」と、同法第七十一条第四項中「吏員」とあるのは「職員」と、同法第六百六条中「第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあ

るのと、「建設大臣に代つて」の規定により建設大臣に代つて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「建設大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道

要な技術的読替は、政令で定め
る。

第二十九条 第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による建設士の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。第十九条第

す。

第三十三條 第九条の規定により建設大臣に代つてその権限を行ふ者は、この法律による罰則の適用については、建設大臣とみなす。

公安委員会は、前条第一項又は第三項の規定の例により、最高速度の制限を定めることがで
きる。

(施行期日)

附 則
(施行期日)

第三十条中「第十三条」を「第十
一条の二第三項、第十三条」に改める。

3 建設省設置法の一部改正

（建設省設置法の一部改正）

律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第十条第一項の表道路審議会の

項中「更譲す」と「更譲す。」を「更譲す。」
る。(国土開発総貫自動車道建

設審議会の権限に屬せしめられた事項を除く。」に改める。

4 総理府設置法（昭和二十四年法） （総理府設置法の一部改正）

律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

縱貫自動
國土開發縱貫自動車道建

規定によればその権限を濫用せしめられた事項を調査審議

卷之三

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

卷之三

「第一項から第三項まで」に改める。

第九十九条中「みだりに道路」の下に「高速自動車国道を除く。以下本条と同様。」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔謹摩雄次君登壇〕

○謹摩雄次君　ただいま議題となりました高速自動車国道法案及び道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、高速自動車国道法案について申し上げます。

本案は、わが国の貧弱な道路の現況並びに自動車交通の急速な発達にかかるがみまして、自動車輸送力の画期的な増強をはかりますため、自動車専用の高速道路をすみやかに整備し、高速かつ長距離の交通を確保しようとするものであります。すなわち、さきに本国において成立いたしました国土開発総合計画による国土開発総合計画を含む高速自動車国道を新設するに要する部分を構成する道路として、これを道路法上の道路といたし、その路線の指定、整備計画、管理、構造保全等に関する規定を設けたものであります。

次に、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、先に申し述べました高速自動車国道法案におきましては、高速自動車国道の建設管理は建設大臣が行うことといたしておるのでありますが、その建設にはきわめて巨額の費用を要するものでありますため、早急にその整備をはかりますためには、特別の措置といしまして、その建設費等を償還するには有料制を採用できることとし、その建設管理を日本道路公団に行わせることといたすものであります。

右二法案中、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案は三月四日、高速自動車国道法案は三月二十六日、本委員会に付託され、四月十二日に至る間、運輸委員会との連合審査を行ふ等、慎重に審査いたしたのであります。なお、両案は相関連するものでありますため、一括して審査いたしたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、両案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して

瀬戸山三男君より、両案はまことに時宜に適したものであり、計画の遂行に当つては補償問題等に關し慎重なる考

慮を払い、国民の協力を得て早急かつ強力に推進すべきであるとして、また日本社会党を代表して中島義君よ

り、両案の趣旨は時宜に適したもので

あるが、これを契機として早急に道路行政の一元化をはかるべく、道路関係法規の改廃を行い、これを体系づける

必要があるとして、おのおの賛成の旨が述べられたのであります。

かくて、採決の結果、両案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議な

り、「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動

議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議な

り、「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動

議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議な

り、「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(杉山元治郎君) 両案を改正する法律案

(内閣提出)

国土調査法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この

他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う

土地分類調査又は水調査で第五

条第四項又は第六条第三項の規

定による指定を受けたもの及び

地方公共団体又は土地改良区等

が行う地籍調査で第五条第四項

若しくは第六条第三項の規定に

よる指定を受けたもの又は第六

条の三第二項の規定により定め

られた事業計画に基くもの

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

二 都道府県が行う基本調査

三 地方公共団体又は土地改良区

その他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う

土地分類調査又は水調査で第五

条第四項又は第六条第三項の規

定による指定を受けたもの及び

地方公共団体又は土地改良区等

が行う地籍調査で第五条第四項

若しくは第六条第三項の規定に

よる指定を受けたもの又は第六

条の三第二項の規定により定め

られた事業計画に基くもの

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

求めます。国土総合開発特別委員長五

十嵐吉藏君。

国土調査法の一部を改正する法律案

を議題といたします。委員長の報告を

これにより、公示しなければならない。

第六条の見出しを「(都道府県が行う基本調査以外の)第一項第一項第一号」に改め、同条第二項中「基本調査以外の」を削除する。

第一項第一号の「調査」を「第二条第一項第一号」に改め、「第二号」を「第三号」に改める。

第三条第三項を削除する。

第五条の見出しを「(都道府県が行う基本調査の指定)」に改め、同条第二項中「基本調査以外の」を削除する。

第一項第一号の「調査」を「第二条第一項第一号」に改め、「第二号」を「第三号」に改める。

第六条の二 内閣総理大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るためにすみやかに地籍調査を行ふ必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定め、逓減なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

主務大臣は、第四項の規定によつて、逹減なく、政令で定めるところにより地籍調査の指定をした場合においては、あらかじめ、関係都道府県とは、逹減なく、政令で定めるところにより地籍調査に關する都道府県計画

第六条の三 都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基き、政令で定めることにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

第六条の四 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の五 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の六 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の七 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の八 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の九 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十一 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十二 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十三 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十四 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十五 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十六 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十七 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十八 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の十九 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十一 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十二 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十三 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十四 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

第六条の二十五 第二条第一項第二号の「調査」を改め、同条第一項中「基本調査以外の」を削除する。

都道府県は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、逹減なく、政令で定めなければならない。

るにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。
 (事業計画の実施等)
 第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。

2 前項の場合において、都道府

県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計

画及び第三条第二項の作業規程の

準則に基く作業規程を作成して、

都道府県にあつては内閣総理大臣

に、市町村又は土地改良区等にあ

つては都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

第七条を次のように改める。

(国土調査の実施の公示)

第七条 土地調査を実施する者は、

当該国土調査の開始前に、政令で

定めるところにより、公示しなけ

ればならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(経費の負担)

第九条の二 都道府県は、政令で定

めるところにより、第六条の四の

規定により市町村又は土地改良区

等が行う地籍調査に要する経費の

六分の五を負担する。

2 国は、政令で定めるところによ

り、第六条の四の規定により都道

府県が行う地籍調査に要する経費

の三分の二又は前項の規定により

都道府県が負担する経費の十分の

八を負担する。

3 前項の規定により国が負担する

経費は、第六条の三第三項の承認

に係る金額を限度とするものとす

る。

第十二条第一項中第四号を第五号

とし、第三号を第四号とし、第二号

の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第一項の規定によ

る特定計画の設定

第十五条中第三号を第四号とし、

第二号の次に次の一号を加える。

(職權登記)

第七条 土地調査を実施する者は、

当該国土調査の開始前に、政令で

定めるところにより、公示しなけ

ればならない。

第二十条の二 第一条を加える。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定によ

る都道府県計画の設定

第二十条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手続に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(調査等に対する勧告)

第二十三条の二 内閣総理大臣は、

國の機関その他これに準ずる者で

政令で定めるものがその所有又は

管理する土地について地籍調査に

類する調査又は測量を行ふ場合に

おいて、その正確さを確保し、又

は重複を除くため必要があると認

めるとときは、その調査又は測量に

つき勧告することができる。

第三十二条中「第五条第四項及び

第六条第三項の指定を受けて」と「第

五条第四項若しくは第六条第三項の

規定により指定を受け、又は第六条

の三第二項の規定により定められた

事業計画に基いて」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加え

る。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は

土地改良区等は、前条の規定によ

り土地の合筆があつたものとして

調査を行う場合において必要があ

るときは、当該土地の所有権の登

記名義人又はその相続人に代り土

地の表示若しくは所有権の登記名

義人の表示の変更又は相続による

所有権の保存若しくは移転の登記

を申請することができる。

2 前項の登記の手続に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行

する。

(経過規定)

2 この法律の施行前において改正

前の国土調査法第二十条第二項の

規定により土地台帳の記載を改め

た場合における改正後の同法第二

十条の二第一項の規定の適用につ

いては、同項中「遅滞なく」とある

のは、「この法律の施行後遅滞な

く」とする。

(登記税法の一部改正)

第十九条第二十一号の次に次の

二十七号) の一部を次のよう改

正する。

二十一ノ一 國土調査法第三十

二条の二第一項ノ規定ニ依ル

土地ニ開スル登記

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手続に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は

土地改良区等は、前条の規定によ

り土地の合筆があつたものとして

調査を行う場合において必要があ

るときは、当該土地の所有権の登

記名義人又はその相続人に代り土

地の表示若しくは所有権の登記名

義人の表示の変更又は相続による

所有権の保存若しくは移転の登記

を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は

土地改良区等は、前条の規定によ

り土地の合筆があつたものとして

調査を行う場合において必要があ

るときは、当該土地の所有権の登

記名義人又はその相続人に代り土

地の表示若しくは所有権の登記名

義人の表示の変更又は相続による

所有権の保存若しくは移転の登記

を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は

土地改良区等は、前条の規定によ

り土地の合筆があつたものとして

調査を行う場合において必要があ

るときは、当該土地の所有権の登

記名義人又はその相続人に代り土

地の表示若しくは所有権の登記名

義人の表示の変更又は相続による

所有権の保存若しくは移転の登記

を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定に

より土地台帳の記載を改めた場合

において、登記等における当該土

地又はその所有権の登記名義人の

表示が土地台帳と符合しないとき

は、登記所は、遅滞なく、土地台

帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更

の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な

事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加え

る。

(職權登記)

第二十条の二第一項の規定

は、その性状から見て、一般的の精神薄弱児より以上に長期にわたり保護指導を加える必要がありますので、今回、国立の施設に入所するこれらの児童につきましては、その者が社会生活に順応することができ得るようになるまで在所させることができるようにいたそ
うとするものであります。

本法案は、二月二十六日本委員会に

用十五田神田厚生大臣

新編 桃源記

卷之三

て直ちに採決に入りました。

本案は全会一致原案の通り可決すべき

ものと議決いたした次第でございま

卷之三

以上
徵報申上內閣
(指)

卷之三

通鑑卷之二

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(杉山元治郎君)、御異議なし

本院は委員長報

の通り言葉いたしまし

義理(形而下者器體) 本末之れ

にて散会いたします。

午後一時四十一分散会

昭和三十二年四月二日 査議院会議録第三十二号 議長の報告

議院運營委員

篠田 弘作君　岡崎 英城君

一、昨日十一日議長において、次の常任委員の兼任を許可（二）。

内閣委員

大蔵委員
仲川房次郎君

商工委員
大倉三郎君

運輸委員 小川 豊明君

決算委員

片島 潤君 神近 市子君

山口丈太郎君

常任委員の補てんを當てて、次の通り

内閣委員　宇都宮總一郎君
管仲委員の補欠を指名した

內閣委員
大藏委員
大藏官總司
大藏官總司

南工委員
劉崎
英城君

運輸委員
山口丈太郎君

決算委員

小松 幹君 細田 綱吉君

小川 豊明君

一、去る十日議長において、次の特別

委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遣家族援護に關

する調査特別委員

大橋 忠一君 仲川房次郎君

大倉 三郎君 藤枝 泉介君

一、去る十日議長において、次の通り

特別委員の補欠を指名した。

海外同郷引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会

大倉 三郎君 藤枝 泉介君
大橋 忠一君 仲川房次郎君

一、去る九日内閣から提出した議案は、
次の通りである。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、去る九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。

国有財産法第十三条第一項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出、議決第一号）

大蔵委員会 付託

一、去る九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三八号）（予）

一、去る九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

土地改良法の一部を改正する法律案

国有財産特殊整理資金特別会計法案
案

國の庁舎等の使用調整等に関する特
別措置法案

一、去る九日參議院送付の次の内閣提出案
出案を參議院に回付した。

雇用審議会設置法案

一、去る九日次の内閣提出案（參議院
回付）に対する參議院の修正に同意
した旨參議院に通知した。

公衆衛生修資金貸与法案
結核予防法の一部を改正する法律
案

母子福祉資金の貸付等に関する法律案
の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る十日議員から提出した議案は
次の通りである。

憲法調査会法を廃止する法律案（達
成案）

沼稻次郎君外七名提出）

青函隧道実現に関する決議案（三木
武夫君外五名提出）

一、去る十日内閣から提出した議案は
次の通りである。

国有資産等所在市町村交付金及び納
付金に関する法律の一部を改正する
法律案

一、去る十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

国家公務員等退職手当暫定指置法等の一部を改正する法律案

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案（内閣提出第一三九号）

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四〇号）

以上二件 地方行政委員会 村野

国家公務員等退職手当暫定指置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇五号）（参議院送付）

大蔵委員会 付託

一、去る十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

一、去る十日参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

一、昨十一日内閣から提出した条約は
日本の國とエジプトとの間の文化協定
の批准について承認を求めるの件
一千九百五十三年十月一日にロンドン
で署名のため開放された國際砂糖協定
を改正する議定書の受諾について
承認を求めるの件

一、昨十一日議員から提出した議案は
次の通りである。

モーターボート競走法を廃止する法律案(井岡大治君外十名提出)

自転車競技法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出)

井勝次郎君外十一名提出)

小型自動車競走法を廃止する法律案
(永井勝次郎君外十一名提出)

一、昨十一日内閣から提出した議案は
次の通りである。

駐車場法案

一、昨十一日予備審査のため參議院から
送付された次の議案を受領した。

憲政法の一部を改正する法律案

一、昨十一日予備審査のため内閣から
送付された次の議案を受領した。

自然公園法案

一、昨十一日委員会に付託された条約
は次の通りである。

日本國とエジプトとの間の文化協定
の批准について承認を求めるの件
(条約第一六号)

千九百五十三年十月一日にロンドン

で署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について

承認を求めるの件(条約第一七号)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

憲法調査会法を廃止する法律案(浅沼稻次郎君外七名提出、衆法第二三号)

内閣委員会 付託
駐車場法案(内閣提出第一四二号)

建設委員会 付託

一、昨十一日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

恩赦法の一部を改正する法律案(高瀬莊太郎君外四名提出、参法第三号)(予) 法務委員会 付託

一、昨十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

自然公園法案(内閣提出第一四一号)

(予) 社会労働委員会 付託

衆議院会議録第二十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
五三	四	三	新たた	
五五	二	三	御知の	新たに 御承知の

衆議院会議録第三十号中正誤

頁	段	行	誤	正
四五	末	三	委員会の	委員長の

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円
共) 送料共
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三一三
郵便番號一五